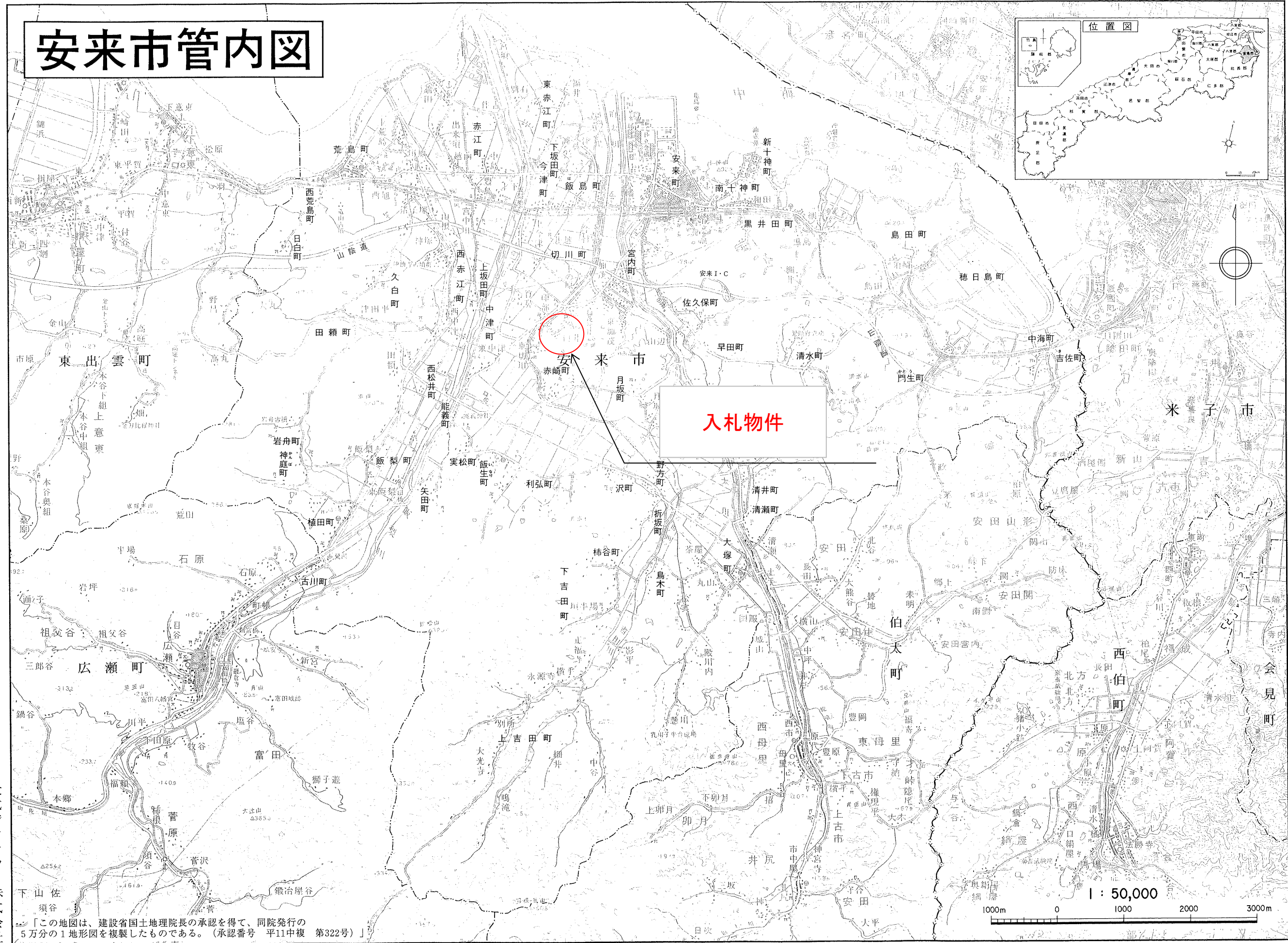


入札物件の状況

【 土地 ・ 建物 ・ 土地+建物 】

物件名	物件番号 1			
画地の所在	安来市切川町字臼井1196番4			
地積	385.39㎡（公簿）	385.39㎡（実測）	地目	宅地
予定価格 （最低入札価格）	3, 7 7 6, 8 2 2円			
形状等	間口約25メートル、奥行約16メートルの不整形（台形）地			
接面道路の幅員等	西側：幅員約4.0メートルの舗装市道に開渠側溝を隔て、約0～0.5メートル高く接する。 南側：幅員約3.8メートルの舗装（一部未舗装）市道と等高に接する。			
都市計画法等の制限	都市計画区域（市街化区域）			
	用途地域	第一種低層住居専用地域	その他	土砂災害警戒区域内（一部特別警戒区域）
	建ぺい率	60%		
	容積率	100%		
供給処理施設の状況	電気	引込可 （接道路線上空に電力線）	公共下水道	敷地内汚水枡1箇所まで引込済
	上水道	引込可	ガス	プロパンガス （落札者にて調達）
交通条件 公共・公益施設等	JR安来駅まで約3.3km（道路距離） 安来市立社日小学校まで約2.1km（道路距離） 安来市立第一中学校まで約2.2km（道路距離）			
注意事項	・画地は教育住宅用地として使用されていましたが、現在は更地の状態です。 ・物件は現状有姿で引き渡します。画地西側にコンクリート製の階段があります。（市はこれの点検、修繕、取替、移設、撤去、費用負担等はいりません） ・画地周囲の擁壁の劣化度及び強度については調査しておらず不明です。 ・画地の排水に関し、隣接地「切川町字臼井1196-14」所有者と覚書を取り交わしており、その内容を承継していただきます。 ・画地の一部を地元自治会に貸付中（令和2年度貸付料11,760円）であり、契約内容を承継していただきます。 ・画地の一部に電力事業者の設置する電柱支線があります。（市は撤去、移設等はいりませんので、取扱いに関しては必要に応じて落札者が電力事業者へご相談ください。） ・入札にあたり、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。 ・覚書や契約書(案)等の詳しい資料は安来市ホームページ又は管財課で確認してください。			
その他	入札物件の状況において、不明としている事項、調査していない事項について、購入後に、入札参加者にとって不利益となる事象が発生しても、市はその責任を負いません。			

安来市管内図



案内図・写真



登記年月日：平成30年12月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和2年11月2日 松江地方法務局

登記官

田中裕幸



地番	A 1196-4 B 1196-14	地積測量図
土地の所在	安来市切川町字臼井	

A 座標求積表						
地番	NO	標識	X	Y	辺長	測線
1196-4	B1	(図示)	-64634.971	97173.244	16.79	S43 - B1
	S43	(")	-64650.286	97180.130	2.69	S47 - S43
	S47	(")	-64651.175	97182.671	25.61	S25 - S47
	S25	(")	-64640.731	97206.057	21.94	C121-1 - S25
	C121-1	(")	-64629.860	97187.000	1.21	B2 - C121-1
	B2	(")	-64629.259	97185.947	13.93	B1 - B2
倍面積			770.787135 m ²			
面積			385.3935675 m ²		地積	385.39 m ²

B						
地番	NO	標識	X	Y	辺長	測線
1196-14	S38	(図示)	-64622.986	97167.855	13.14	B1 - S38
	B1	(")	-64634.971	97173.244	13.93	B2 - B1
	B2	(")	-64629.259	97185.947	16.31	S37 - B2
	S37	(")	-64621.177	97171.779	4.32	S38 - S37
倍面積			240.371103 m ²			
面積			120.1855515 m ²		地積	120.18 m ²

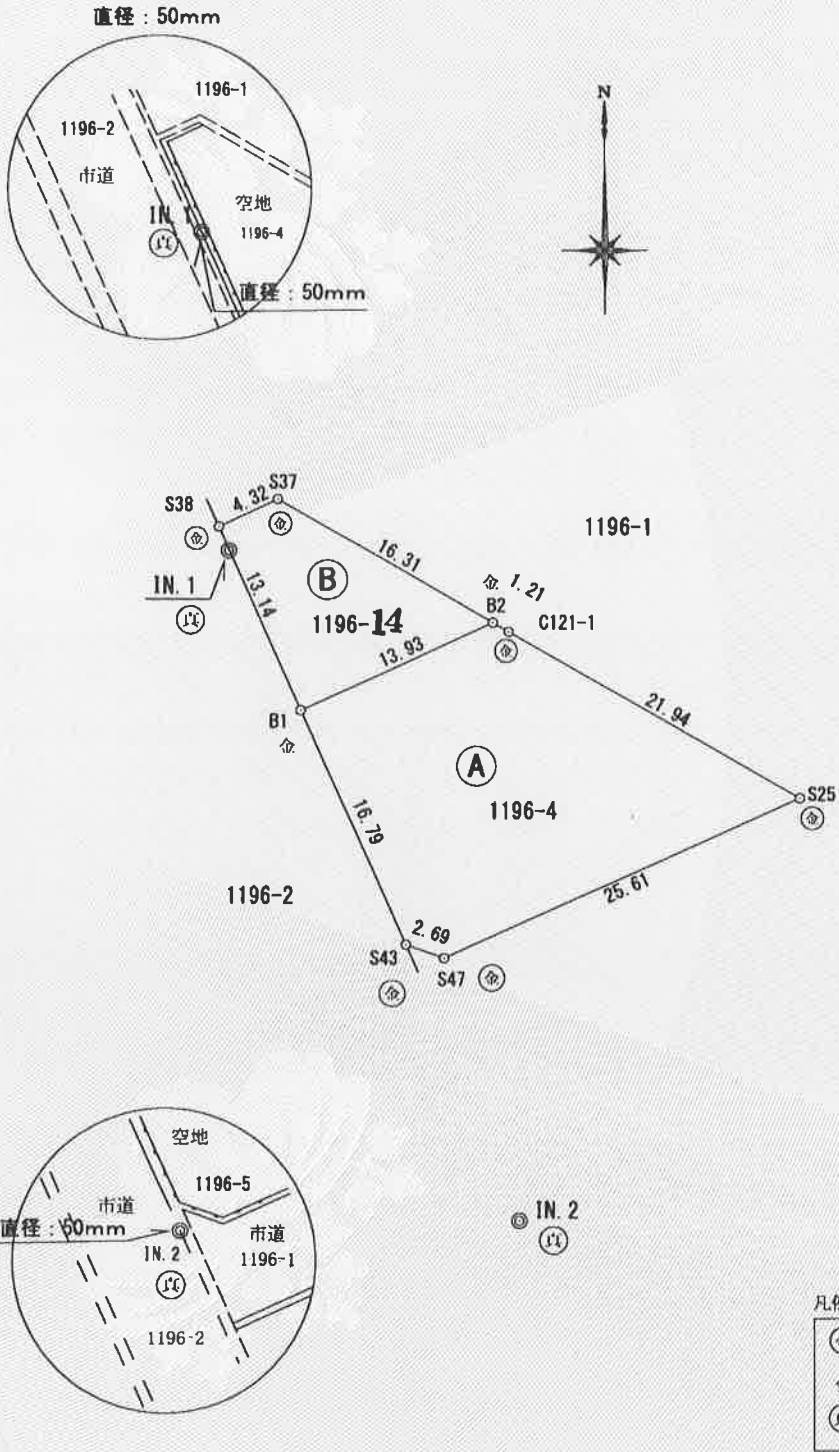
*公 式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$

世界測地系 引 照 点

使用した引照点 (平成16年3月23日備付測量図より移記)					
点 名	X 座 標	Y 座 標	距 離	夾 角	備 考
IN.1	-64624.538	97168.512			既設
IN.2	-64668.408	97187.672	47.87		既設

世界測地系

既知点名称及び座標値 (平成16年3月23日備付測量図より移記)				
既知点名称	X 座 標	Y 座 標	備 考	
三等三角点 (二ツ坂)	-65585.279	99867.384		
三等三角点 (東赤江)	-60648.203	96863.702		



凡例	
⊙	既設の金属標
金	新設の金属標
Ⓜ	既設の真鍮板

作成者	安来市切川町1124番地 根来川 喬	申請人	安来市長 近藤 宏 樹	縮尺	1/500
(平成 30 年 12 月 7 日作成)					

イ 1765-2 ハ 1765-4 ホ 1765-6 ト 1192-3 リ 別図1737-1 ル 1196-2
ロ 1765-3 ニ 1765-5 ヘ 1183-2 テ 1746-8 ス 別図1737-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部	所在	安来市切川町字臼井		地番	1196番4	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系 番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日			備考 年月日 (原図)			
			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。



令和2年11月2日
松江地方事務局

登記官

田中裕幸

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成18年3月27日	不動産番号	2800005126522
地図番号	き5-110	筆界特定	余白		
所 在	安来市切川町字臼井			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1196番4	宅地	487	51	1196番1から分筆 〔昭和41年11月10日〕	
余白	余白	505	57	③錯誤 〔平成16年3月23日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成18年3月27日	
余白	余白	385	39	③1196番4、1196番14に分筆 〔平成30年12月18日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和41年3月4日 第675号	所有者 安 来 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成18年3月27日

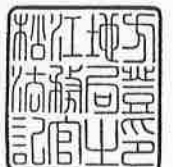


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和2年11月2日
松江地方法務局

登記官

田 中 裕 幸



承継対象の土地貸付契約



- ①：看板用地 1 m²（無償 契約終期 R7.3.31）
- ②：ごみ集積場 7 m²（有償 契約終期 R4.3.31）
- ③：ごみ集積場 7 m²（有償 契約終期 R4.3.31）



覚 書

平成31年1月10日締結の土地売買契約書第18条の規定に基づき、売主 安来市（以下「甲」という。）と買主 ■■■■■（以下「乙」という。）とは、乙が売却地に設置した地下埋設排水管（以下「対象施設」という。）の管理等に関し、次のとおり覚書を交わす。

記

第1条 この覚書は、甲から乙に売却地を引渡した後に、乙により、甲の所有地から流出する地下排水を受ける対象施設が新規敷設されたことから、その対象施設の維持管理等について確認するものである。

第2条 対象施設は別紙に示す範囲とする。

第3条 乙は、対象施設の維持管理について、自らの負担によりその機能を維持させることとし、甲に対し一切の請求をしないこととする。

2 乙は、甲の所有地から流出する地下排水を処理する目的等のために投じた有益費及び必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

第4条 甲は、自らが土地の形質変更等により新たに別の排水管を設置する等、対象施設の存続の必要を失う場合、対象施設の撤去を行わないこととし、また、乙は甲にそれを求めないこととする。

第5条 乙は、自らの理由により対象施設を撤去しようとする時は、甲に事前協議の上、承諾を得るものとする。

第6条 対象施設の不備等に起因する甲及び乙所有地に係る損害については、全て乙の負担により弁償するものとする。

第7条 甲及び乙からそれぞれ甲所有土地、乙所有土地を譲り受けた第三者にも本覚書が適用されるものとし、甲及び乙は各自その譲受人に前6条の内容を承継し、以降も同様とさせるものとする。

前記の合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 元 年 6 月 17 日

甲 安来市安来町878番地2
安来市
安来市長 近 藤 宏



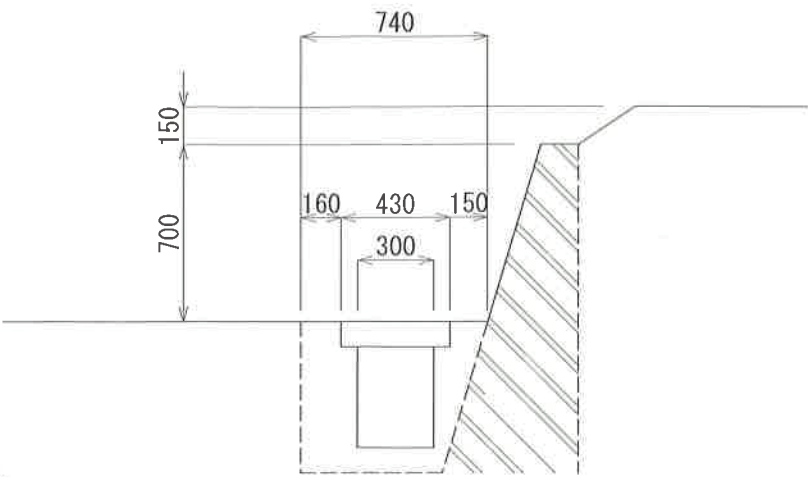
乙



安来市臼井町 造成工事

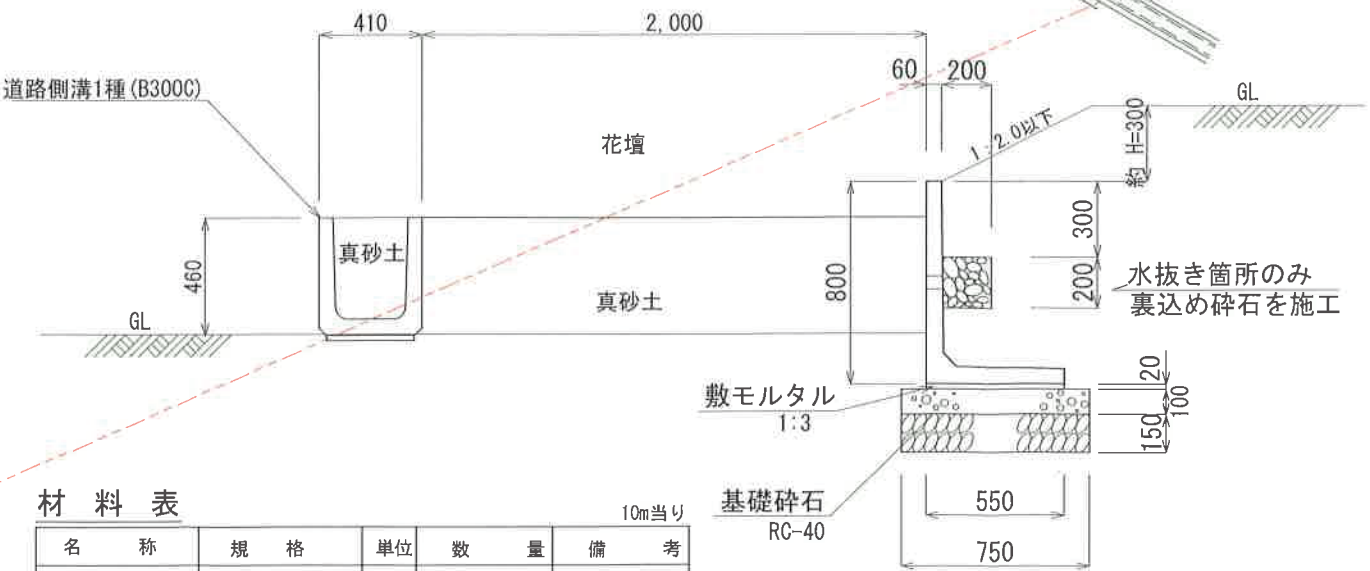
S=1:100

標準断面図 S=1:30



地下排水管

標準断面図 S=1:30

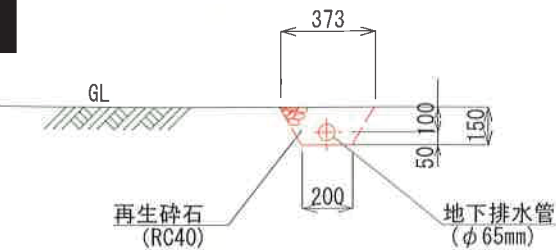


材料表

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
基 礎 砕 石	RC-40	m ²	7.500	t=150mm
基礎コンクリート	σck=18N/mm ²	m ³	0.750	t=100mm
同 上 型 枠		m ²	2.000	
敷モルタル	1:3	m ³	0.110	t=20mm
裏 込 砕 石		m ³	0.600	

地下排水管断面図

S=1:30



工 事
名 称

安来市臼井町 造成工事

工 事
場 所

安来市臼井町

工 期

着 工
完 成

平成 年 月 日
平成 年 月 日

図 名

計 画 平 面 図

図面番号
施 工

縮 尺

1 : 1 0 0

土地賃貸借契約書

賃貸人安来市（以下「甲」という。）と賃借人臼井町自治会第7班（以下「乙」という。）とは、土地の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃借物件）

第1条 甲は、その所有する次に記載した土地（以下「賃借物件」という。）を乙に賃貸し、乙は賃借物件を賃借する。

- | | |
|----------|--|
| (1) 所 在 | 安来市切川町字臼井 |
| (2) 地 番 | 1 1 9 6 番 4 |
| (3) 現況地目 | 宅 地 |
| (4) 賃借地積 | 5 0 5 . 5 7 m ² の内、7 . 0 0 m ² (3.5m×2.0m) |

（用途）

第2条 乙は、賃借物件をごみ集積場用地として使用するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃借物件の賃貸借の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

2 甲は賃貸借期間中であっても、賃借物件を公用、公共用、公益事業その他の用途に供する必要が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

（賃貸料）

第4条 賃借物件の賃貸料は、金6,977円（年額）とする。

2 乙は、前項の賃貸料を9月末日までに、甲の発行する納入通知書により、指定された場所へ支払わなければならない。

3 乙は、第13条第1項第1号又は第2号により契約の解除を受けたときは、前項の規定にかかわらず、甲の発行する納入通知書により、第1項の賃貸料（一部支払い済のときは残額）を、甲の指定した期日までに甲の指定した場所へ支払わなければならない。

4 乙が第3条第2項による契約解除を受けたときは、第1項の賃貸料を日割り計算するものとし、乙の支払済額が過払いであるときは、甲はその過払額を乙に返還し、乙の支払済額が不足であるときは、乙はその不足額を甲の発行する納入通知書により、甲の指定した期日までに甲の指定した場所へ支払わなければならない。

5 乙は、第2項、第3項及び第4項の納入期限までに賃貸料を納入しないときは、支払うべき賃貸料のほかに、納入期限の翌日から納入の日までの期間について、年2.70%の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（賃貸料の改定）

第5条 甲は、土地の価格の変動、その他やむを得ないと認められる理由が生じたときは、乙に対して、賃貸料の改定を請求することができる。

2 乙は、前項の請求を受けたときは、異議を申し立てることなく承諾するものとする。

（公共下水道に係る負担）

第6条 賃借物件に係る公共下水道受益者負担金、設置すべき排水設備の費用および下水道使用料は賃借人である乙の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の各号に記載の事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により申し出て甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を第三者に転貸しないこと。
- (2) 第三者に賃借権を譲渡しないこと。
- (3) 賃借物件の形質を変改しないこと。
- (4) 賃借物件を第2条の用途以外に使用しないこと。

（土地の使用状況の変更）

第8条 乙は、賃借物件に新たに建造物（構築物を含む。以下「建物等」という。）を造ろうとするとき、又は既存の建物等の増築、改築等を行おうとするときは、あらかじめ詳細な計画等を付して書面により甲へ申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(維持管理補修等)

第9条 乙は、賃借物件の維持管理について全責任をもって遂行するものとする。

(有益費等の請求の放棄)

第10条 乙は、賃借物件に投じた有益費及び必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(氏名等の変更の届出)

第11条 乙は、氏名及び住所を変更したときは、ただちにその旨を甲に届け出なければならない。

(調査協力義務)

第12条 甲は、賃借物件について、随時その使用状況を実地に調査することができるものとし、乙は調査に協力しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、第3条第2項の規定によるほか、乙が次の各号いずれかに該当したときは、ただちにこの契約を解除することができる。

(1) 納期限から2か月以上賃貸料の納入を怠ったとき。

(2) 第7条の規定及びその他の契約条項に違反したとき。

(3) 別記「暴力団等の排除に係る特記事項」第1に定める事実があったとき。

2 乙が前項の規定により契約を解除された場合において、甲が契約解除により損害を受けたときは、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

(原状回復及び返還)

第14条 乙は、第3条第2項又は前条第1項の規定により契約を解除されたとき及び、賃貸借期間が満了したときは、ただちに賃借物件を自己の負担で原状に回復して、甲に返還しなければならない。ただし、賃借物件を現状のまま返還することを甲が承認したときは、この限りではない。

2 賃借物件の返還に際して、乙はいかなる名目であっても甲に対して補償等の請求をすることができない。ただし、第3条第2項の規定により契約を解除されたときは、この限りではない。

(契約費用の負担)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第16条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及び、この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 4月 1日

賃貸人 (甲)

安来市安来町878番地2

安来市

安来市長 近 藤 宏



賃借人 (乙)



暴力団等の排除に係る特記事項

(暴力団等の排除に係る契約の解除)

第1 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、安来市暴力団排除条例(平成24年安来市条例第2号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当すると認められる者と、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(1)役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員及び支配人を、乙が法人以外の団体である場合には代表者又は理事等役員及び支配人と同等の権限を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

(2)暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7)乙が、1から5までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(6に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除等)

第2 乙は契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、暴力団又は暴力団員からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

3 乙は、下請負人等が暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

土地賃貸借契約書

賃貸人安来市（以下「甲」という。）と賃借人臼井町自治会（以下「乙」という。）とは、土地の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃借物件）

第1条 甲は、その所有する次に記載した土地（以下「賃借物件」という。）を乙に賃貸し、乙は賃借物件を賃借する。

- | | |
|----------|---|
| (1) 所 在 | 安来市切川町字臼井 |
| (2) 地 番 | 1 1 9 6 番 4 |
| (3) 現況地目 | 宅 地 |
| (4) 賃借地積 | 5 0 5.5 7 m ² の内、7. 0 0 m ² |

（用途）

第2条 乙は、賃借物件を廃棄物集積場敷地として使用するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃借物件の賃貸借の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

2 甲は賃貸借期間中であっても、賃借物件を公用、公共用、公益事業その他の用途に供する必要が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

（賃貸料）

第4条 賃借物件の賃貸料は、金6, 977円とする。

2 乙は、前項の賃貸料を平成29年9月末日までに、甲の発行する納入通知書により指定された場所へ支払わなければならない。

3 乙は、第13条第1項第1号又は第2号により契約の解除を受けたときは、前項の規定にかかわらず、甲の発行する納入通知書により、第1項の賃貸料（一部支払い済のときは残額）を、甲の指定した期日までに甲の指定した場所へ支払わなければならない。

4 乙が第3条第2項による契約解除を受けたときは、第1項の賃貸料を日割り計算するものとし、乙の支払済額が過払いであるときは、甲はその過払額を乙に返還し、乙の支払済額が不足であるときは、乙はその不足額を甲の発行する納入通知書により、甲の指定した期日までに甲の指定した場所へ支払わなければならない。

5 乙は、第2項、第3項及び第4項の納入期限までに賃貸料を納入しないときは、支払うべき賃貸料のほかに、納入期限の翌日から納入の日までの期間について、年2.70%の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（賃貸料の改定）

第5条 甲は、土地の価格の変動、その他やむを得ないと認められる理由が生じたときは、乙に対して、賃貸料の改定を請求することができる。

2 乙は、前項の請求を受けたときは、異議を申し立てることなく承諾するものとする。

（公共下水道に係る負担）

第6条 賃借物件に係る公共下水道受益者負担金、設置すべき排水設備の費用および下水道使用料は賃借人である乙の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第7条 乙は、次の各号に記載の事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により申し出て甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を第三者に転貸しないこと。
- (2) 第三者に賃借権を譲渡しないこと。
- (3) 賃借物件の形質を変改しないこと。
- (4) 賃借物件を第2条の用途以外に使用しないこと。

（土地の使用状況の変更）

第8条 乙は、賃借物件に新たに建造物（構築物を含む。以下「建物等」という。）を造ろうとするとき、又は既存の建物等の増築、改築、移設（以下「移設等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ詳細な計画等を付して書面により甲へ申し出て、甲の承認を受けなければならない。

2 前項に基づく移転等の費用は乙の負担とする。

(維持管理補修等)

第9条 乙は、賃借物件の維持管理について全責任をもって遂行するものとする。

(有益費等の請求の放棄)

第10条 乙は、賃借物件に投じた有益費及び必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(氏名等の変更の届出)

第11条 乙は、氏名及び住所を変更したときは、ただちにその旨を甲に届け出なければならない。

(調査協力義務)

第12条 甲は、賃借物件について、随時その使用状況を実地に調査することができるものとし、乙は調査に協力しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、第3条第2項の規定によるほか、乙が次の各号いずれかに該当したときは、ただちにこの契約を解除することができる。

(1) 納期限から2か月以上賃貸料の納入を怠ったとき。

(2) 第7条の規定及びその他の契約条項に違反したとき。

(3) 別記「暴力団等の排除に係る特記事項」第1に定める事実があったとき。

2 乙が前項の規定により契約を解除された場合において、甲が契約解除により損害を受けたときは、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

(原状回復及び返還)

第14条 乙は、第3条第2項又は前条第1項の規定により契約を解除されたとき及び、賃貸借期間が満了したときは、ただちに賃借物件を自己の負担で原状に回復して、甲に返還しなければならない。ただし、賃借物件を現状のまま返還することを甲が承認したときは、この限りではない。

2 賃借物件の返還に際して、乙はいかなる名目であっても甲に対して補償等の請求をすることができない。ただし、第3条第2項の規定により契約を解除されたときは、この限りではない。

(契約費用の負担)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第16条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及び、この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 4月 1日

賃貸人(甲)

安来市安来町878番地2
安来市
安来市長 近藤 宏 樹



賃借人(乙)



別記

暴力団等の排除に係る特記事項

(暴力団等の排除に係る契約の解除)

第1 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、安来市暴力団排除条例(平成24年安来市条例第2号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当すると認められる者と、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(1)役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員及び支配人を、乙が法人以外の団体である場合には代表者又は理事等役員及び支配人と同等の権限を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

(2)暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7)乙が、1から5までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(6に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除等)

第2 乙は契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、暴力団又は暴力団員からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

3 乙は、下請負人等が暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

土地使用貸借契約書

貸付人安来市（以下「甲」という。）と借受人 臼井町自治会（以下「乙」という。）とは、土地の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 甲は、その所有する次に記載した土地（以下「貸借物件」という。）を乙に無償で貸し付け、乙はこれを借り受ける。

土地

- | | | |
|-----|------|--|
| （1） | 所 在 | 安来市切川町字臼井 |
| （2） | 地 番 | 1 1 9 6 番 4、1 1 6 8 番 4 2 |
| （3） | 現況地目 | 宅地 |
| （4） | 貸借地積 | 9 4 2 . 2 6 m ² の内、2 . 0 0 m ² |

（用途）

第2条 乙は、貸借物件を青色防犯灯設置モデル地区啓発看板設置用地として使用するものとする。

（賃貸借期間）

第3条 貸借物件の使用貸借の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 甲は契約期間中であっても、貸付物件を公用、公共用、公益事業その他の用途に供する必要が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

（公共下水道に係る負担）

第4条 貸借物件に係る公共下水道受益者負担金、設置すべき排水設備の費用および下水道使用料は借受人である乙の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第5条 乙は、次の各号に記載の事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により申し出て甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- （1） 貸付物件を第三者に転貸しないこと。
- （2） 貸付物件の形質を変改しないこと。
- （3） 貸付物件を第2条の用途以外に使用しないこと。

（土地の使用状況の変更）

第6条 乙は、貸付物件に新たに建造物（構築物を含む。以下「建物等」という。）を造ろうとするとき、又は既存の建物等の増築、改築等を行おうとするときは、あらかじめ詳細な計画書等を付して書面により甲へ申し出て、甲の承認を受けなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第7条 乙は、氏名及び住所を変更したときは、ただちにその旨を甲に届け出なければならない。

（調査協力義務）

第8条 甲は、貸借物件について、随時その使用状況を実地に調査することができるものとし、乙は調査に協力しなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、この契約に定める義務を履行しないとき、または別記「暴力団等の排除に係る

特記事項」第1に定める事実があったときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合において、甲の受けた損害を受けた損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第10条 乙は、前条第1項の規定により契約を解除された場合及び、貸付期間が満了した場合においては、自己の負担で、直ちに貸付物件を原状に回復して、甲に返還しなければならない。

(契約費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第12条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及び、この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

貸付人(甲)

安来市安来町878番地2

安来市

安来市長 近藤 宏樹



借受人(乙)



別記

暴力団等の排除に係る特記事項

(暴力団等の排除に係る契約の解除)

第1 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、安来市暴力団排除条例(平成24年安来市条例第2号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当すると認められる者と、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(1)役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員及び支配人を、乙が法人以外の団体である場合には代表者又は理事等役員及び支配人と同等の権限を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

(2)暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7)乙が、1から5までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(6に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除等)

第2 乙は契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、暴力団又は暴力団員からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

3 乙は、下請負人等が暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。